



目 次	ページ
規 則	
◎高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則	1
◎政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	2
◎告示（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課）	3
◎道路の区域決定（道 路 課）	3
◎道路の区域変更（ " " ）	3
◎道路の供用開始（2件）（ " " ）	3
◎高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の設置及び告示の廃止（住 宅 課）	4
◎高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認（会計管理課）	4
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	4

高知県議会告示	
◎高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	5
高知県公安委員会告示	
○警備業法の規定による診断を行う医師の指定	5
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による診断を行う医師の指定	5
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	5

規 則

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。
平成23年4月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号
高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。
(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
2 会議の議長は、会長が当たる。
3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課において処理する。
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

~~~~~

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第30号**  
**政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。  
別記第3号様式中

「  
先物取引の事業・雑所得  
」  
を  
「  
先物取引の事業・譲渡・雑所得  
」

に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令  
公 営 企 業 局 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第3号  
高知県公営企業局訓令第3号  
高知県教育委員会訓令第4号

本 庁  
各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県公営企業局長 安岡 俊作  
高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令  
公 営 企 業 局 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
警 察 本 部 訓 令  
監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第4号  
高知県公営企業局訓令第4号  
高知県教育委員会訓令第5号  
高知県警察本部訓令第18号  
高知県監査委員訓令第2号

本 庁

各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所  
警 察 本 部  
警 察 署  
監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県公営企業局長 安岡 俊作  
高知県教育委員会委員長 小島 一久  
高知県警察本部長 加藤 晃久  
高知県代表監査委員 朝日 満夫

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県南海地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令第17号

営企業局訓令第8号  
育委員会訓令第10号  
察本部訓令第20号  
査委員訓令第2号

第6条第1項中「進ちよく管理等」を「進捗管理等」に改める。

第8条第3項中「危機管理部地震・防災課長」を「危機管理部南海地震対策課長」に改め、同条第4項中「危機管理部地震・防災課」を「危機管理部南海地震対策課」に改める。

別表第2中「文化生活部資源・エネルギー課長」を「文化生活部文化・国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第5号  
高知県教育委員会訓令第6号

高知県警察本部訓令第19号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 機 関  
警 察 本 部  
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県教育委員会委員長 小島 一久  
高知県警察本部長 加藤 晃久

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「医療薬務課長」を「医事薬務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第197号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
表中「危機管理課」を「危機管理・防災課」に、

|           |             |             |       |
|-----------|-------------|-------------|-------|
| 准看護師試験    | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から1月間 | 医療薬務課 |
| 歯科技工士国家試験 | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から1月間 | 医療薬務課 |
| 登録販売者試験   | 総合得点及び科目別得点 | 合格発表の日から1月間 | 医療薬務課 |

|              |                                              |             |          |
|--------------|----------------------------------------------|-------------|----------|
| 毒物劇物取扱者試験    | 総合得点及び科目別得点                                  | 合格発表の日から1月間 | 医療薬務課    |
| 幡多看護専門学校入学試験 | 一般入試にあつては総合得点（面接結果を除く。）、推薦入試及び社会人入試にあつては総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 幡多看護専門学校 |

を

|              |                                              |             |            |
|--------------|----------------------------------------------|-------------|------------|
| 准看護師試験       | 総合得点及び科目別得点                                  | 合格発表の日から1月間 | 医療政策・医師確保課 |
| 幡多看護専門学校入学試験 | 一般入試にあつては総合得点（面接結果を除く。）、推薦入試及び社会人入試にあつては総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 幡多看護専門学校   |
| 歯科技工士国家試験    | 総合得点及び科目別得点                                  | 合格発表の日から1月間 | 医事薬務課      |
| 登録販売者試験      | 総合得点及び科目別得点                                  | 合格発表の日から1月間 | 医事薬務課      |
| 毒物劇物取扱者試験    | 総合得点及び科目別得点                                  | 合格発表の日から1月間 | 医事薬務課      |

に改め、

|               |                                                                 |                                                                         |           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高知女子大学入学者選抜試験 | 総合得点、個別試験の得点、本学が利用した大学入試センター試験の教科別得点及び順位。ただし、順位については、合格者のものを除く。 | 一般選抜試験（前期・後期）にあつては受験した年の4月16日から5月15日まで、推薦入学試験及び3年次編入学試験にあつては合格発表の日から1月間 | 高知女子大学学生課 |
| 高知短期大学入学試験    | 総合得点、入試区分別個別得点及び総合得点の順位                                         | 合格発表の日の翌日から1月間                                                          | 高知短期大学学生課 |

を削る。

**高知県告示第198号**

平成21年5月高知県告示第377号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。  
平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

小割り式魚類養殖業の表中

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 「蜂の巣浜加入区     | 区第3, 045号の漁業権の漁場の区域            |
| 越戸加入区        | 区第3, 046号の漁業権の漁場の区域            |
| 「蜂の巣浜及び越戸加入区 | 区第3, 045号及び区第3, 046号の漁業権の漁場の区域 |

に改める。

**高知県告示第199号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。  
その関係図面は、平成23年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前浜植野
- 3 道路の区域

|   |   |       |   |   |
|---|---|-------|---|---|
| 区 | 間 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
|---|---|-------|---|---|

|                                                |           |        |
|------------------------------------------------|-----------|--------|
|                                                | (メートル)    | (メートル) |
| 香美市土佐山田町字長谷川丸2427番6から<br>香美市土佐山田町楠目字大河内932番2まで | 16.0<br>} | 689    |

**高知県告示第200号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

| 区                                             | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>長<br>(メートル) |
|-----------------------------------------------|---|--------|-----------------|------------------|
| 香美市土佐山田町逆川字辻石74番1から<br>香美市土佐山田町逆川字大改地1163番1まで |   | 前      | 5.5<br>}        | 566              |
|                                               |   | 後      | 5.5<br>}        | 566              |

**高知県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

|                     |                  |           |
|---------------------|------------------|-----------|
| 供用開始区間              | 延<br>長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
| 香美市土佐山田町逆川字辻石74番1から | 566              | 平成23年4月1日 |

|                        |   |
|------------------------|---|
| 香美市土佐山田町逆川字大改地1163番1まで | 日 |
|------------------------|---|

**高知県告示第202号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                     | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|--------------------------------------------|--------------|-----------|
| 安芸市井ノ口字笹原乙1365番1から<br>安芸市井ノ口字北井ノ島乙1893番4まで | 479          | 平成23年4月1日 |

**高知県告示第203号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第4条第1項の規定により、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所を次のように設置し、平成13年10月高知県告示第566号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧所の設置）は、廃止する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 名称                   | 場所         |
|----------------------|------------|
| 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所 | 高知県土木部住宅課内 |

**高知県告示第204号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により新たに売りさばき所の設置について承認したので、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
高知市棧橋通四丁目12-7

- 土佐電気鉄道株式会社  
代表取締役 竹本 昭和
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎2階  
幡多バスポート窓口
- 3 承認年月日  
平成23年4月1日

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

**高知県公営企業局管理規程第8号**

**高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表病院の項中「院長 副院長」を「医監 院長 副院長」に改め、同表室の項中「必要と」を「必要があると」に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

-----  
**議 会 告 示**  
-----

**高知県議会告示第2号**

高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年12月高知県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

高知県議会議長 溝渕 健夫

別記第3号様式中

「  
先物取引の事業・雑所得  
」

を

「  
先物取引の事業・譲渡・雑所得  
」

に改める。

**附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

**高知県公安委員会規則第4号**

**高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則**

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「85」を「82」に、「68」を「71」に、「137」を「147」に、「298」を「288」に、「94」を「95」に、「356」を「355」に、「83」を「94」に、「382」を「371」に、「448」を「467」に、「1,130」を「1,111」に、「650」を「669」に、「1,242」を「1,223」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第5号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3 室戸警察署の表室戸警察署羽根駐在所の項中「室戸市羽根町甲876番地5」を「室戸市羽根町乙1096番地9」に改め、同表室戸警察署甲浦駐在所の項中「安芸郡東洋町白浜140番地3」を「安芸郡東洋町白浜140番地5」に改める。

別表第2の7 香美警察署の表香美警察署所在地の項中「新改須江 植 入野 上改田 久次 平山 東川 曾我部川 大法寺」を「須江 植 上改田 久次」に改め、同表香美警察署繁藤駐在所の項中「北滝本」を「北滝本 新改 入野 平山 東川 曾我部川 大法寺」に改める。

別表第2の9 いの警察署の表いの警察署所在地の項中「北内」を「北内 内野南町 羽根町 加茂町 内野北町 内野東町」に改め、同表いの警察署長沢駐在所の項中「吾川郡いの町長沢38番地3」を「吾川郡いの町長沢132番地21」に改める。

別表第2の10 土佐警察署の表土佐警察署戸波駐在所の項中「土佐市家俊1176番地3」を「土佐市家俊1070番地2」に改め

る。
別表第2の12 須崎警察署の表須崎警察署所在地の項中「神田」を「神田 桐間西 桐間東 桐間南」に改め、同表須崎警察署上ノ加江駐在所の項中「高岡郡中土佐町上ノ加江2623番地」を「高岡郡中土佐町上ノ加江2415番地1」に改める。

別表第2の16 宿毛警察署の表宿毛警察署弘見駐在所の項中「幡多郡大月町大字弘見2106番地30」を「幡多郡大月町弘見2204番地3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

**高知県公安委員会規則第6号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条第1号ウ中「及び機動装備隊長」を「、機動装備隊長及び営繕指導官」に改める。

第45条の2第1項中「もって」を「、営繕指導官には警部に相当する一般職員をもって」に改め、同条に次の1項を加える。

4 営繕指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察施設の営繕に関する事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県公安委員会告示第5号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条及び高知県警備業法施行規則（平成15年高知県公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

| 氏名   | 病院名  | 所在地            | 指定年月日     |
|------|------|----------------|-----------|
| 竹島 強 | 岡豊病院 | 南国市岡豊町小蓮689番地1 | 平成23年4月1日 |

**高知県公安委員会告示第6号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号）第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

| 氏名   | 病院名  | 所在地            | 指定年月日     |
|------|------|----------------|-----------|
| 竹島 強 | 岡豊病院 | 南国市岡豊町小蓮689番地1 | 平成23年4月1日 |

**高知県公安委員会告示第7号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成25年3月31日までとする。

平成23年4月1日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

| 住所                       | 氏名    | 活動区域  |
|--------------------------|-------|-------|
| 高知市長尾山町157番地             | 水田 光昭 | 高知地区  |
| 高知市万々352番地               | 大崎 忠勝 | 高知地区  |
| 高知市薊野西町一丁目7番4号<br>片岡アパート | 小笠原悠旭 | 高知地区  |
| 高知市五台山2410番地             | 谷 巧   | 高知地区  |
| 高知市高須三丁目10番17号           | 池田 正寛 | 高知地区  |
| 高知市帯屋町二丁目1番4号            | 木山和二郎 | 高知地区  |
| 高知市本宮町18番地3              | 松井 正  | 高知地区  |
| 高知市百石町三丁目11番20号          | 島田 作治 | 高知南地区 |
| 高知市潮新町一丁目6番10号           | 岡本 友文 | 高知南地区 |
| 高知市潮新町一丁目10番13号          | 岩崎 一郎 | 高知南地区 |
| 高知市六泉寺町22番地 市住207号       | 清岡 恭二 | 高知南地区 |

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 高知南地区  
条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。